

「介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ」取得に関して

介護老人保健施設ナーシングセンター八幡では、令和2年4月1日より介護職員等特定処遇改善加算を算定致します。賃金の改善に関しては介護職員のみで、具体的な賃金以外の取り組みについては、全ての職員に対し下記の通り職場環境整備を行います。

【対象となるサービス】

介護老人保健施設　：　介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ

短期入所療養介護　：　介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ

通所リハビリテーション　：　介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ

【職場環境等要因について】

<資質の向上>

- * より専門性の高い介護技術を習得しようとする者に対する認知症介護実践者研修、中堅職員に対するマネジメント研修・職場環境改善研修、リーダークラス職員や役職者に対する認知症介護リーダー研修・人材育成研修、等の受講支援

(研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む) を実施しています。

- * 介護職員の能力向上のための研修計画を作成して研修を実施しています。
- * 研修の受講や人事評価制度との連動した待遇改善に取り組んでいます。

<労働環境・処遇の改善>

- * 雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・給食制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実に努めています。
- * 子育て・介護との両立を目指す者のための育児介護休業制度等の充実に努めています。
- * ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気付きを踏まえた勤務環境やケア内容の改善に取り組んでいます。
- * 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化しています。
- * 健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、敷地内禁煙等を整備しています。

<その他>

- * 介護サービス情報公表システムの活用による経営・人材育成理念の見える化に努めています。
- * 地域の生徒や住民との交流や地域貢献活動（清掃・啓発活動・介護講座等）を通して、介護職員等のやりがいや意欲の向上を働きかけています。
- * 非正規職員から正規職員への転換を働きかけています。
- * 介護職員の増員による業務負担の軽減に取り組んでいます。

介護職員等に対する「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」等を働きかけながら、人材を確保しつつ、利用者の方に対して適切なサービスの質を保つ（還元する）為に、公費だけでなく、厚生労働省が定める基準に適合している介護職員等に対して、加算という形で利用者の皆様方にも負担していただき、介護職員等の処遇を改善する仕組みです。 何卒ご理解とご協力をお願い致します。